

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成二十年五月十九日

広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請の日
特定非営利活動法人障害者自立生活支援センターおのみち	吉田榮作	広島県尾道市栗原東二丁目一六一番地	当法人は、障害者市民が地域で自立した生活をしていける社会の実現を図るため、障害者の自立支援や障害者の暮らしやすい街づくりに関する政策提言活動等に関する事業を、障害者当事者と、その支援者が主体的に行うことにより、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。	事業の変更	平成二〇年四月一四日
特定非営利活動法人ビザサポートセンター広島	益田浩司	広島県広島市中区上八丁堀八番二三号	この法人は、日本に在留する外国人に対して、出入国諸手続きについての助言・相談対応、及び渉外諸手続きについての助言・相談対応に関する事業等を行い、国際協力の活動に寄与することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の修正 ・会員の種別の変更 ・入会の条件の変更 ・残余財産の帰属先の変更 	平成二〇年五月七日
特定非営利活動法人C I Lピアズ	中井泰治	広島県呉市安浦町水尻一丁目三番一号	この法人は、障害者、高齢者及び社会的ハンディをもつ人に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、だれもが住みやすい街づくり、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。	名称の変更	平成二〇年五月八日